平成30年度
熊本市児童館運営審議会　資料

熊本市児童館運営審議会委員名簿　‥‥‥　P1

熊本市児童館運営審議会関係課　‥‥‥　P2

熊本市児童館の施設概要一覧　‥‥‥　P3

(1) 平成29年度実績報告について　‥‥‥　P4～8

(2) 平成30年度事業計画について　‥‥‥　P9～10

児童クラブの活動について　‥‥‥　P11･12

年間行事予定･実績　‥‥‥　P13～17

児童館の広報について　‥‥‥　P18･19

児童館予算資料　‥‥‥　P20

関係法令（抜粋）　‥‥‥　P21～35

- ･児童福祉法
- ･児童福祉施設の整備及び運営に関する基準
- ･熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ･熊本市児童館条例
- ･熊本市児童館条例施行規則
- ･熊本市児童館運営審議会規程
- ･児童館ガイドライン

（別冊資料）

平成29年度児童館活動報告　‥‥‥　別冊1

児童館利用者アンケート結果　‥‥‥　別冊2

日時：平成30年8月22日（水）午後2時から

会場：東部公民館（東部まちづくりセンター内）

熊本市　健康福祉局　子ども未来部　子ども支援課

平成30年度
熊本市児童館運営審議会委員名簿

（平成30年7月1日現在）

規則による区分	委員名	所属団体･役職名
(1) 学識経験者	竹下　徹	尚絅大学短期大学部　幼児教育学科 准教授
	中村　光伴	熊本学園大学　社会福祉学部 准教授
	松村　篤彦	熊本市青少年健全育成連絡協議会 副会長
	小川　英聖	熊本市保育園連盟 副理事長
	伊藤　大介	熊本市私立幼稚園･認定こども園協会 会長
(2) 公民館の代表者	加藤　貴司	熊本市地域公民館連絡協議会 会長
(3) 児童委員	松本　泰子	熊本市民生委員児童委員協議会 監事
(4) 学校長	宮本　博規	熊本市小学校長会　会長
(5) ＰＴＡの代表者	家入　淳	熊本市ＰＴＡ協議会　会長
(6) ボランティアの代表者	山口　温代	熊本市ボランティア連絡協議会　副会長
(7) 子ども会の代表者	冨田　昌枝	熊本市子ども会育成協議会　理事
(8) 母親クラブの代表者	奥村　栄子	熊本市西原公園児童館母親クラブ　会長
合　計	12名	

平成30年度
熊本市児童館運営審議会関係課

	所属	氏名
1	子ども未来部部長	興梠 研一
2	子ども支援課長	松井 誠
3	西原公園児童館長	遠藤 昌克
4	託麻児童館長	北里 隆佳
5	秋津児童館長	小島 陽一
6	東部児童館長	村上 和博
7	西部児童館長	松永 俊治
8	花園児童館長	田中 紀宏
9	幸田児童館長	山田 紀枝
10	南部児童館長	菊地 徹
11	清水児童館長	田端 文一
12	龍田児童館長	福田 章子

熊本市児童館の施設概要一覧

児童館名		西原公園児童館	南部児童館	幸田児童館	西部児童館	秋津児童館	龍田児童館	託麻児童館	東部児童館	清水児童館	花園児童館
所在地		中央区九品寺4-24-4	南区南高江6-7-35	南区幸田2-4-1	西区小島2-7-1	東区秋津3-15-1	北区龍田弓削1-1-10	東区長嶺東7-11-5	東区錦ケ丘1-1	北区清水亀井町14-7	西区花園5-8-3
郵便番号		〒862-0976	〒861-4106	〒861-4108	〒861-5292	〒861-2104	〒861-8007	〒861-8038	〒862-0912	〒860-8066	〒860-0072
TEL		371-4090	358-1705	379-0211	329-7205	365-5751	339-3322	380-8118	367-1134	343-9163	359-1261
FAX		371-4143	358-6071	370-1890	329-6837	360-2550	338-3274	380-8592	360-1623	346-7095	322-1535
事業開始年月日		昭和53年8月1日	昭和62年7月6日	昭和57年6月	平成14年4月19日	昭和60年8月10日	昭和54年7月11日	昭和56年5月	昭和52年9月1日	昭和59年7月10日	平成2年8月27日
建物概要	構造	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建
	建設費 (児童館分含む)	52,585 千円	451,115 千円	470,850 千円	1,219,869 千円	529,235 千円	323,962 千円	492,700 千円	311,552 千円	449,829 千円	950,000 千円
	敷地面積	846 ㎡	8,019 ㎡	5,578 ㎡	10,274 ㎡	10,971 ㎡	5,380 ㎡	6,349 ㎡	5,256 ㎡	8,363 ㎡	5,145 ㎡
	建物面積	321 ㎡	1,917 ㎡	1,900 ㎡	3,307 ㎡	1,910 ㎡	1,753 ㎡	2,010 ㎡	1,959 ㎡	1,793 ㎡	1,843 ㎡
	出張所 サービスコーナー	- ㎡	263 ㎡	247 ㎡	221 ㎡	253 ㎡	246 ㎡	260 ㎡	257 ㎡	125 ㎡	96 ㎡
	公民館	- ㎡	1,340 ㎡	1,306 ㎡	1,398 ㎡	1,342 ㎡	1,005 ㎡	1,305 ㎡	1,391 ㎡	1,317 ㎡	1,447 ㎡
	児童館	321 ㎡	314 ㎡	347 ㎡	313 ㎡	315 ㎡	304 ㎡	335 ㎡	311 ㎡	337 ㎡	298 ㎡
	遊戯室	53 ㎡	153 ㎡	146 ㎡	144 ㎡	149 ㎡	144 ㎡	146 ㎡	128 ㎡	139 ㎡	150 ㎡
	集会室	74 ㎡	- ㎡	㎡	50 ㎡	61 ㎡	- ㎡	59 ㎡	- ㎡	- ㎡	54 ㎡
	図書コーナー	45 ㎡	20 ㎡	19 ㎡	20 ㎡	20 ㎡	14 ㎡	18 ㎡	16 ㎡	16 ㎡	16 ㎡
	休養室	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡	17 ㎡	- ㎡	- ㎡	- ㎡
	創作活動室	- ㎡	53 ㎡	59 ㎡	- ㎡	- ㎡	42 ㎡	㎡	69 ㎡	60 ㎡	- ㎡
	事務室	11 ㎡	19 ㎡	24 ㎡	19 ㎡	85 ㎡	22 ㎡	㎡	23 ㎡	23 ㎡	78 ㎡
	その他	138 ㎡	- ㎡	99 ㎡	81 ㎡	- ㎡	- ㎡	110 ㎡	- ㎡	100 ㎡	- ㎡
担当職員 (児童厚生員)		4人 (1人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (1人)	3人 (2人)	3人 (2人)
	主な遊具	簡易トランポリン 卓球台	跳び箱 巧技台 (平均台)	巧技台 (平均台) すべり台 鉄棒	巧技台 (平均台) 大型つみき すべり台 (屋内)	トランポリン すべり台 (屋内・屋外) 馬の乗り物	すべり台 (屋内・屋外) 巧技台 (平均台) オルガン	卓球台 大型つみき 巧技台 (平均台)	ジャングルジム 馬の乗り物 ままごとセット	すべり台 (屋内・屋外) 鉄棒 ジャングルジム	大型つみき 巧技台 (平均台)

(1) 平成29年度実績報告について

①平成29年度事業報告について

児　童　館　行　事

利用者合計　　3,556人（平成28年度　3,776人　）　　対前年度比　94.2%

季節に応じた行事や地域の特色を活かした催しを実施。（運動会、クリスマス会、季節に応じたプレゼントづくりやお菓子づくり等）

朝の活動／子育て支援

利用者合計　　24,865人（平成28年度　19,676人　）　　対前年度比　126.4%

お誕生会、芋掘りなど、幼児とその保護者を対象とした活動で親子の交流や親同士の親睦を深めることを目的とした活動を実施している。
また、身体測定や歯の衛生指導など、児童の健康を維持するための行事も取り入れている。
なお、児童館は、平成17年度から子育てほっとステーションとして組み込まれており、地域における子育て支援事業の充実を図っている。子育て相談を除く、子どもの遊び方指導、子育て情報の提供及び仲間づくり（サークル支援活動）を行っている。

児　童　ク　ラ　ブ

利用者合計　　6,751人（平成28年度　7,201人　）　　対前年度比　93.8%

主に小学生を対象とし、専門講師の指導により創作や運動などを行っている。年度末には、発表会や合同試合など実施している。（卓球、絵画クラブ等）

地域組織活動（母親クラブ等）

利用者合計　　7,630人（平成28年度　6,550人　）　　対前年度比　116.5%

児童の健全な育成を図るため、各児童館の母親クラブ等を中心として、季節行事や研修活動などを行っている。合同でのイベントや会議も年数回、定期的に実施している。

一　般　利　用

利用者合計　156,443人（平成28年度 133,361人　）　　対前年度比　117.3%

児童館の利用者に、自由なあそびの場、交流の場を提供している。また、保護者からの子育ての相談に応じ、情報の提供を行う。児童については、玩具の貸し出しを行い、健全な遊びの提供を行っている。

特　別　行　事

利用者合計　　17,969人（平成28年度　12,961人　）　　対前年度比　138.6%

地域の協力を得て、夏祭りや映画祭などを実施している。

年間利用者数

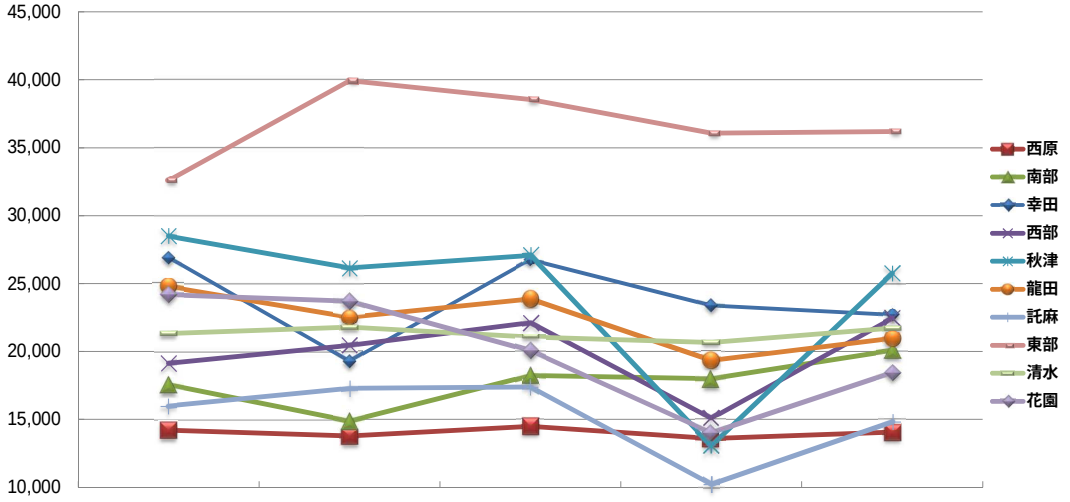
利用者合計　217,214人（平成28年度 183,525人　）　　対前年度比　118.4%

（参考）　平成28年度　熊本地震後における児童館の活動状況

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	南部	幸田	清水	龍田
避難所開設	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
開館日	－	9月1日	9月1日	6月7日	8月16日	7月1日	5月10日	6月1日	6月1日	6月1日
施設の被害	○	×	○	○	×	×	○	×	○	×
施設修繕	一部済	－	H29°	H29°	－	－	H28°	－	H28°	－

児童館の利用状況

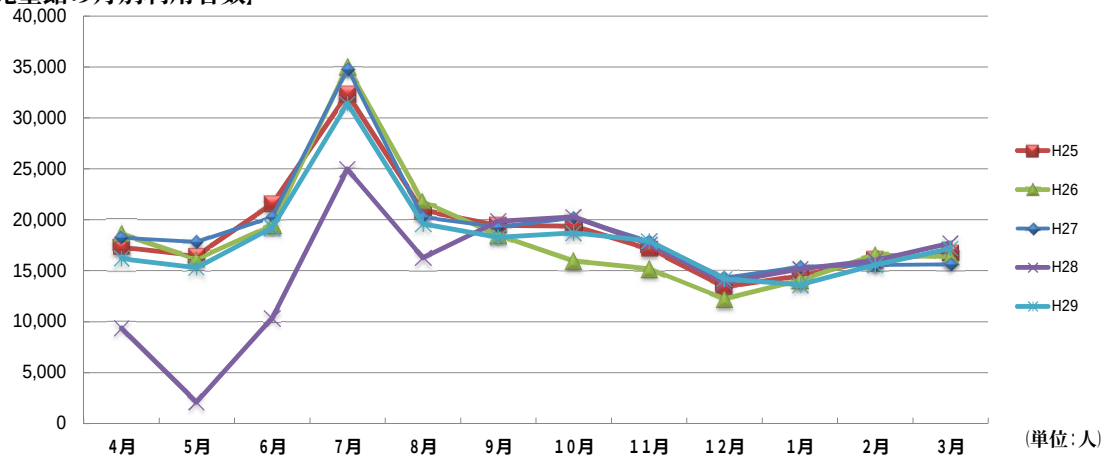
【各館の年間利用者数】



(単位:人)

年度	西原	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	合計
H25	14,210	17,544	26,918	19,135	28,488	24,771	16,008	32,590	21,333	24,174	225,171
H26	13,794	14,890	19,281	20,464	26,160	22,528	17,292	39,939	21,807	23,697	219,852
H27	14,498	18,240	26,763	22,117	27,071	23,868	17,400	38,552	21,056	20,054	229,619
H28	13,602	18,013	23,395	15,074	13,087	19,357	10,229	36,074	20,669	14,025	183,525
H29	14,070	20,086	22,699	22,443	25,738	20,972	14,830	36,200	21,736	18,440	217,214
H28年度比	103.4%	111.5%	97.0%	148.9%	196.7%	108.3%	145.0%	100.3%	105.2%	131.5%	118.4%
H27年度比	97.0%	110.1%	84.8%	101.5%	95.1%	87.9%	85.2%	93.9%	103.2%	92.0%	94.6%

【児童館の月別利用者数】



(単位:人)

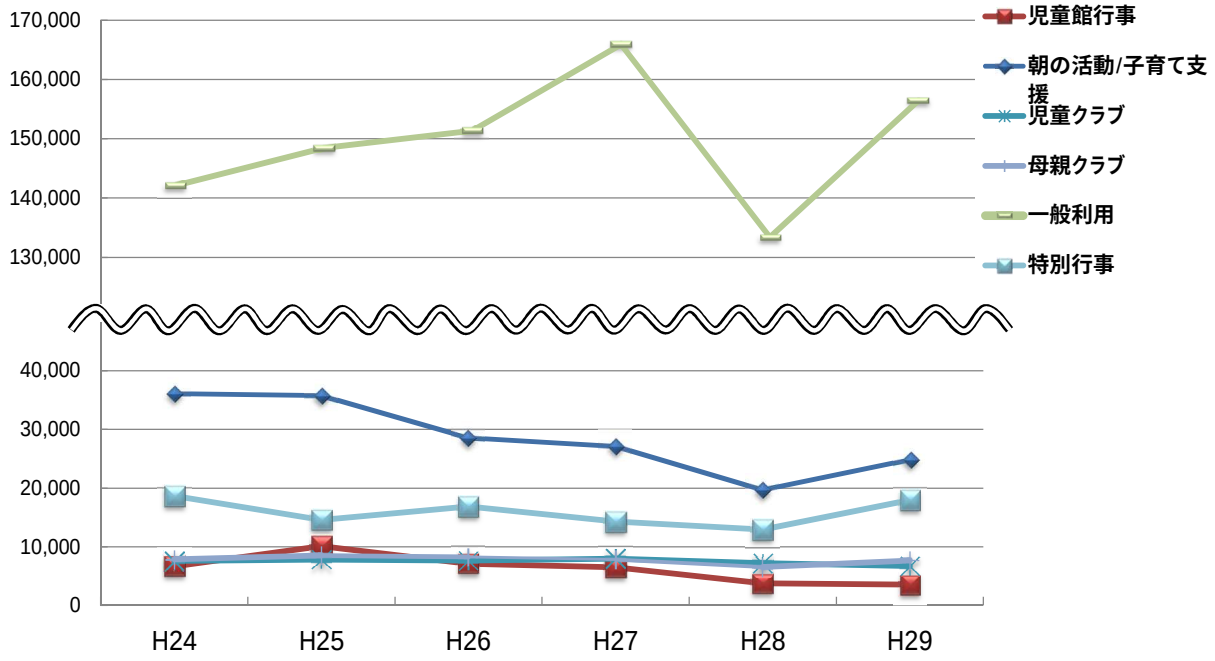
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	17,293	16,486	21,541	32,322	20,893	19,449	19,374	17,139	13,407	14,504	16,035	16,728	225,171
H26	18,589	16,144	19,477	34,985	21,768	18,493	15,953	15,190	12,259	14,078	16,546	16,370	219,852
H27	18,239	17,829	20,283	34,779	20,241	19,292	20,182	17,890	14,316	15,367	15,565	15,636	229,619
H28	9,358	2,094	10,354	24,949	16,285	19,847	20,277	17,611	13,838	15,175	16,007	17,730	183,525
H29	16,167	15,302	19,217	31,421	19,615	18,281	18,714	17,943	14,197	13,625	15,564	17,168	217,214
H28年度比	172.8%	730.8%	185.6%	125.9%	120.4%	92.1%	92.3%	101.9%	102.6%	89.8%	97.2%	96.8%	118.4%
H27年度比	88.6%	85.8%	94.7%	90.3%	96.9%	94.8%	92.7%	100.3%	99.2%	88.7%	100.0%	109.8%	94.6%

【事業別利用者数】

（単位：人）

	西原	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	合計
児童館行事	800	401	102	237	250	89	159	596	613	309	3,556
朝の活動/子育て支援	2,513	1,545	1,738	2,222	3,224	2,026	1,869	4,985	2,180	2,563	24,865
児童クラブ	2,419	585	393	388	545	535	573	698	442	173	6,751
母親クラブ	60	871	1,023	1,199	0	1,206	417	865	1,130	859	7,630
一般利用	6,841	15,219	19,034	16,871	18,082	16,013	11,735	26,085	14,349	12,214	156,443
特別行事参加者数	1,437	1,465	409	1,526	3,637	1,103	77	2,971	3,022	2,322	17,969
合計	14,070	20,086	22,699	22,443	25,738	20,972	14,830	36,200	21,736	18,440	217,214

【事業別利用者数（年度比較）】



（単位：人）

	児童館行事	朝の活動/子育て支援	児童クラブ	母親クラブ	一般利用	特別行事	合計
H24	6,694	36,105	7,586	7,858	142,092	18,661	218,996
H25	10,095	35,762	7,824	8,504	148,428	14,558	225,171
H26	7,131	28,555	7,678	8,264	151,363	16,861	219,852
H27	6,528	27,118	7,999	7,819	165,860	14,295	229,619
H28	3,776	19,676	7,201	6,550	133,361	12,961	183,525
H29	3,556	24,865	6,751	7,630	156,443	17,969	217,214
H28年度比	94.2%	126.4%	93.8%	116.5%	117.3%	138.6%	118.4%
H27年度比	54.5%	91.7%	84.4%	97.6%	94.3%	125.7%	94.6%

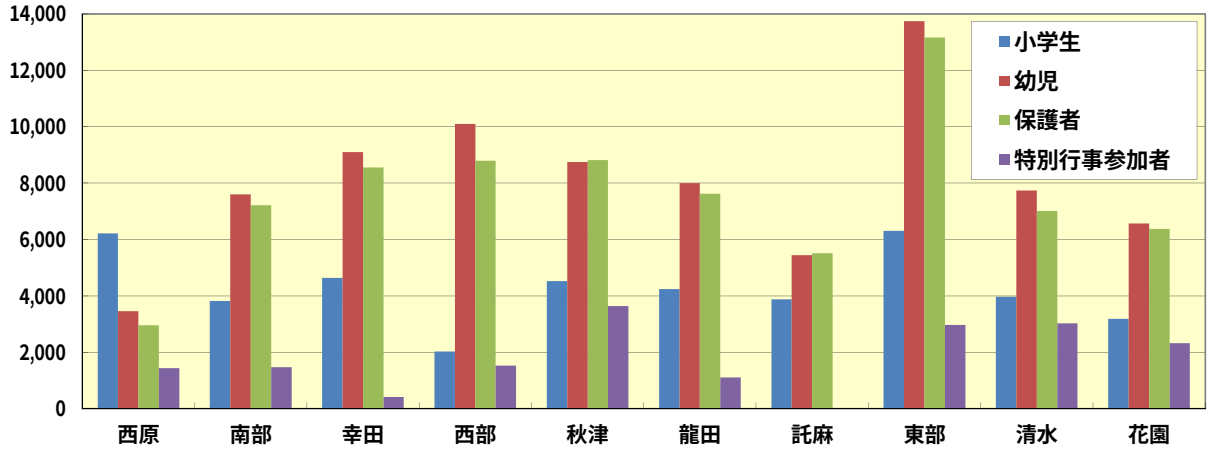
【児童館登録者数】　　（単位：人）

	西原	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	H29合計	H28合計
小学生	961	582	1,034	685	783	941	840	1,266	1,014	659	8,765	8,364
幼児	360	802	1,668	1,981	1,117	1,352	1,021	1,941	1,004	717	11,963	12,231
合　計	1,321	1,384	2,702	2,666	1,900	2,293	1,861	3,207	2,018	1,376	20,728	20,595

【児童館利用状況】　　（単位：人）

	西原	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	H29合計	H28合計
小学生	6,219	3,815	4,634	2,025	4,529	4,245	3,875	6,312	3,966	3,179	42,799	37,959
幼児	3,456	7,596	9,096	10,103	8,754	7,995	5,440	13,750	7,734	6,567	80,491	68,842
保護者	2,958	7,210	8,560	8,789	8,818	7,629	5,515	13,167	7,014	6,372	76,032	63,763
特別行事参加者	1,437	1,465	409	1,526	3,637	1,103	-	2,971	3,022	2,322	17,892	12,961
合　計	14,070	20,086	22,699	22,443	25,738	20,972	14,830	36,200	21,736	18,440	217,214	183,525

【利用状況】



【再掲：学年別利用状況】　　（単位：人）

	西原	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	H29合計	H28合計
小学1年生	263	599	874	721	706	798	449	995	688	554	6,647	6,125
小学2年生	1,208	807	615	501	807	730	530	1,027	615	604	7,444	6,535
小学3年生	1,010	729	652	317	1,135	722	573	755	1,037	607	7,537	6,692
小学4年生	1,422	625	1,146	231	943	684	962	1,220	627	578	8,438	6,049
小学5年生	1,103	580	761	115	364	453	533	1,201	564	439	6,113	5,897
小学6年生	1,213	475	586	140	574	858	828	1,114	435	397	6,620	6,661
小学生計	6,219	3,815	4,634	2,025	4,529	4,245	3,875	6,312	3,966	3,179	42,799	37,959

②職員研修及び情報交換

担当者会議

月1回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の提供、児童厚生員の合同研修計画など実施し、連携を深めている。

子育てほっとステーション会議

総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、子ども文化会館、子育て支援課等の担当者の情報交換、イベントの活動計画等を年4回程度実施。

児童厚生員研修

年2回の児童厚生員研修に加え、初任者児童厚生員を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図っている。また、各館の児童厚生員同士の情報交換会（年4回）を開催し、職員の連携を強化する。

児童厚生員情報交換会及び実務活性化会議

年2回の児童厚生員研修に加え、初任者児童厚生員を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

【平成29年度の研修及び情報交換会内容】

名称	日程	時間	担当館	参加数	内容
児童厚生員等初任者研修会	5月26日	9:30 ～12:00	西部	10名	1　児童館の役割・運営・関連法令等の説明 2　西部児童館「朝の活動」誕生日会の見学 ・名札の使用が保護者間の交流を促す ・朝から打ち合わせして、サブの役割を発揮する 3　その他　質疑応答及び情報交換会 ・児童館で好評だった活動について（大切な人へのプレゼント等） ・事故防止（活発な子）について（危険についてははっきりと伝える等）
児童厚生員研修（第1回）	6月22日	13:30 ～15:35	託麻	17名	テーマ『リトミックの基礎』　講師　今田賀代子　氏 ＜研修内容＞ ①リトミックについての歴史・基本についての講話 リトミックの歴史について ・スイスの音楽化が創案した「音楽教育法」 ・子どもの様々な能力を引き出す教育。 自分で考え、判断し、表現する事を大切 ・3つの要素が大切 “心”…向上心等、“力”…表現力等、“性”…協調性等 ②リトミックの基礎（実技） ・ビート…2人1組でリズムに合わて手を叩く　等 ・ダイナミックとテンポ…曲の強弱を表現する。動物になりきって、強弱を表現するテンポに合わせて歩く　等 ・拍子…言葉を手拍子で表現する　等
児童厚生員研修（第2回）	11月29日	13:30 ～17:00	清水	16名	【第一部】テーマ『運動あそび＆音楽あそび』 講師：坂口京子氏、福田さと子氏 ①音楽あそび ・リトミックとは　・アイスブレーキング　・絵本から繋げて　等 ②運動あそび ・感覚あそび　・反射神経を鍛える　・バランス　・ボールあそび ・ペアになっての実技　等 【第2部】現場に役立つことばの発達を促すふれあい遊び 講師：藤井秀代　氏（清水児童館） ・赤ちゃんのことばの発達に必要なこと（月齢にあわせて） ・赤ちゃんの手遊び・わらべ歌遊びの体験・紹介　等
実務活性化会議（第1回）	9月8日	14:00 ～16:00	天明	19名	各館・室の活動についての情報交換・意見交換 ①誕生日会について ・各館の誕生日会の流れについて　・出し物について ・プレゼントについて　・開催回数について　・募集について　等 ②日頃の活動について ・人気の朝の活動について　・3歳向けの活動について ・幼児向け体操にお勧めの曲　・親子で楽しめる遊び、創作活動 ・人数が多いときの朝の活動について
実務活性化会議（第2回）	1月31日	14:00 ～16:00	東部	21名	①ふれあい遊びについて ・各館・室より一部実演を行った。 ②手遊びについて ・各館・室で行っている季節の手遊びの実演 ③各館・室の日頃の活動についての質疑応答　等

(2) 平成30年度事業計画について

①運営方針

1 児童に健全な遊びを提供し、児童の健康･体力増進と親子のふれあい促進を図る。

2 児童の多様性や価値観の違いを認識し、個性を尊重する。

3 児童の優れた能力を見い出し、積極的に伸ばしていく。

4 集団活動や異年齢児交流の機会を確保し、児童の積極性や協調性を育む。

5 母親クラブなどと連携し、地域ぐるみで児童の育成を支援する体制を築く。

6 子育ての負担感を軽減するため、子育ての情報提供や情報交換ができる環境をつくる。

②主な事業

児　童　館　行　事

新しい行事を加えながら、季節感のある行事や地域の特色を活かした催しを実施している。

朝の活動／子育て支援

地域における子育て支援事業の充実を図るため、子どもの遊び方指導、仲間づくり（サークル支援活動）を行い、乳幼児とその保護者を対象として、親子の交流や親同士の親睦を深める活動を実施している。
さらに、歯の衛生指導や子育て講演会などを取り入れ、積極的な子育て情報の提供を実施している。

児　童　ク　ラ　ブ

主に小学生を対象に、専門講師の指導により創作や運動などを行っている。年度末には、発表会などを実施する。
※P11　児童クラブの活動

地域組織活動（母親クラブ等）

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の自主的な参加を目指し、クリスマス会やひな祭り会などの季節行事や、合同での研修活動などを随時行っている。

特　別　行　事

各館ごとの特色を活かした夏祭りなどを実施している。

③職員研修及び情報交換会

担　当　者　会　議

月1回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の提供、児童厚生員の合同研修の計画などを実施し、情報の共有化及び連携を深めている。

子育てほっとステーション会議

総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、子ども文化会館、子育て支援課等の担当者の情報交換、イベントの活動計画等を年4回程度実施する。第2回以降は5ブロック（5区）に分かれて実施予定。

児　童　厚　生　員　研　修

年2回の児童厚生員研修に加え、初任者児童厚生員を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

児童厚生員情報交換会及び実務活性化会議

23年度より情報交換会に代わるものとして、「実務活性化会議」を開催。
職員と児童厚生員との意見交換を実施するなど、児童館をよりよく運営していくため連携を強め、情報の共有化を進めている。

【平成30年度の研修及び情報交換会内容】

名称	日程	参加者数	内容
児童厚生員等初任者研修会	5月18日	10名	初任者児童厚生員を対象とした児童館概要や児童厚生員の役割などについての研修
児童厚生員研修（第1回）	6月21日	20名	①言葉の発達について 講師：田代裕一郎氏 （子ども発達支援センター　言語聴覚士） ②「親も子も支えるコミュニケーション力を身につける」 講師：三浦　裕子氏　（心理カウンセラー）
実務活性化会議（第1回）	9月27日		各館の情報交換
児童厚生員研修（第2回）	11月27日		講話、実践研修など
実務活性化会議（第2回）	2月7日		各館の情報交換

児童クラブの活動

児童館	平成30年度　予定						平成29年度　実績					
	クラブ名	対象者(学年)	人数	回数	活動日	受付期間 方法	クラブ名	対象者(学年)	人数	回数	活動日	受付期間 方法
西原	珠算クラブ	2年～6年	30	27回	土曜日	2/1～2/16 抽選	珠算クラブ	2年～6年	29	27回	土曜日	2/1～2/14 抽選
	書道①クラブ	3年～6年	24	24回	土曜日		書道①クラブ	3年～6年	22	24回	土曜日	
	書道②クラブ	3年～6年	24	24回	土曜日		書道②クラブ	3年～6年	21	24回	土曜日	
	書道③クラブ	3年～6年	19	24回	日曜日		書道③クラブ	3年～6年	20	24回	日曜日	
	硬筆クラブ	1年～2年	20	24回	日曜日		硬筆クラブ	1年～2年	20	24回	日曜日	
	卓球クラブ	3年～6年	20	11回	土曜日		卓球クラブ	3年～6年	19	11回	土曜日	
南部	絵画造形クラブ	1年～6年	16	7回	第2 土曜日	往復はがき・ インターネット・ 窓口にて	絵画造形クラブ	1年～6年	16	7回	第2 土曜日	往復はがき・ インターネット・ 窓口にて
	南部ジュニア (卓球)クラブ	1年～6年	16	7回	第1･3 土曜日		南部ジュニア (卓球)クラブ	1年～6年	16	7回	第2･4 土曜日	
	南部ジュニア (体操)クラブ	1年～6年	16	7回	第1･3 土曜日		南部ジュニア (体操)クラブ	1年～6年	16	7回	第2･4 土曜日	
幸田	絵画･造形クラブ	1年～4年	16	7回	第2 土曜日	4月 ハガキで申込	絵画･造形クラブ	1年～4年	16	7回	第2 土曜日	4月 ハガキで申込
	硬筆クラブ	1年～6年	12	8回	第3 土曜日		硬筆クラブ	1年～6年	12	8回	第3 土曜日	
西部	キッズ体操クラブ	1年～3年	25	7回	5～8月 土曜日	3～4月 往復はがき・ 窓口	キッズ体操クラブ	1年～3年	25	7回	5～8月 土曜日	3月 往復はがき ・窓口
	アートクラブ	1年～6年	14	7回	5～11月 日曜日		アートクラブ	1年～6年	14	7回	5～11月 日曜日	
	ヒップホップダンス クラブ	1年～6年	30	7回	9～10月 日曜日	7/1～8/12 往復はがき・ 窓口	ヒップホップダンス クラブ	1年～6年	30	7回	9～10月 日曜日	7/1～8/13 往復はがき・ 窓口
秋津	運動あそびクラブ	年長以上	20	7回	第2･4 土曜日	2月中旬 ～3月下旬 窓口・ 往復はがき	運動あそびクラブ	年長以上	30	7回	第2･4 土曜日	2月中旬 ～3月下旬 窓口・ 往復はがき
	キッズフラダンス クラブ	年少以上	26	7回	第3･5 土曜日		キッズフラダンス クラブ	年少以上	30	7回	第1･4 土曜日	
	絵画造形クラブ	1年～3年	15	6回	土曜日 午前中	9月中旬 ～10月下旬 窓口・ 往復はがき	絵画造形クラブ	1年～3年	15	6回	第1～3 土曜日	9月中旬 ～10月下旬 窓口・ 往復はがき
					(応募多数の場合抽選)						(応募多数の場合抽選)	

児童クラブの活動

児童館	平成30年度　予定						平成29年度　実績					
	クラブ名	対象者(学年)	人数	回数	活動日	受付期間 方法	クラブ名	対象者(学年)	人数	回数	活動日	受付期間 方法
龍田	絵画･造形クラブ	1年～4年	16	9回	第1･3 土曜日	3月1日～ 4月18日 往復はがき 又は窓口へ ハガキ持参	絵画･造形クラブ	1年～4年	16	10回	第1･3 土曜日	3月1日～ 4月15日 往復はがき 又は窓口へ ハガキ持参
	キッズダンスクラブ	1年～6年	25	9回	第2･4 土曜日		キッズダンスクラブ	1年～6年	25	10回	第1･3 土曜日	
	卓球クラブ	1年～6年	20	9回	第2･4 土曜日		卓球クラブ	1年～6年	20	7回	第2･4 土曜日	
託麻	創作クラブ	1年～3年	20	8回	月1回 土曜日	3月中旬 往復ハガキ ※定員を超えた場合は抽選	創作クラブ	1年～3年	20	8回	月1回 土曜日	3月中旬 往復ハガキ ※定員を超えた場合は抽選
	絵画クラブ	3年～6年	19	7回	月1回 土曜日		絵画クラブ	3年～6年	20	7回	月1回 土曜日	
	運動クラブ	1年～6年	25	8回	月1回 土曜日		運動クラブ	1年～6年	25	8回	月1回 土曜日	
東部	スポーツクラブ	1年～6年	30	6回	6･7･9月 第1･3 土曜日	往復はがき･ HP･抽選	スポーツクラブ	1年～6年	36	6回	第2･4 土曜日	往復はがき･ HP･抽選
	アートクラブ	1年～3年	16	6回	10月～ 第3 日曜日		アートクラブ	1年～3年	16	6回	第1 土曜日	
清水	キッズアートクラブ	1年～6年	8	4回	6月 日曜	児童館窓口、 往復はがき	キッズアートクラブ	1年～6年	16	4回	6月 土曜日	児童館窓口･ 往復はがき
	ヒップホップダンス クラブ	1年～6年	20	9回	7月～ 10月 土曜日		ジュニアダンス クラブ	1年～6年	20	10回	7月～ 11月 土曜日	
	体操クラブ	1年～6年	20	6回	1月～ 2月 土曜日		体操クラブ	1年～4年	20	7回	1月～ 2月 土曜日	
花園	絵画（前期）クラブ	1年～6年	20	2回	月1回 土曜日	窓口及び 電話受付	絵画（前期）クラブ	1年～6年	20	3回	月1回 土曜日	窓口及び 電話受付
	絵画（後期）クラブ	1年～3年	20	2回	月1回 土曜日		楽しくチャレンジ （前期）クラブ	1年～3年	20	4回	月1回 土曜日	
	楽しくチャレンジ （前期）クラブ	1年～3年	20	4回	月1回 土曜日		楽しくチャレンジ （後期）クラブ	1年～3年	20	6回	月1回 土曜日	
	楽しくチャレンジ （後期）クラブ	1年～3年	20	6回	月1回 土曜日							

年間行事予定･実績

		平成30年度予定	平成29年度実績
西原公園	児童館行事	児童館夏祭り	児童館夏祭り
		トランポリン教室	トランポリン教室
		運動会	運動会
		児童館対抗ミニバレー大会	児童館対抗ミニバレー大会
		親睦ミニバレー	親睦ミニバレー
		文化祭	文化祭
		ぜんざい会	クリスマス会
		わんぱく祭り	ぜんざい会
			わんぱく祭り
	朝の活動	火災訓練	火災訓練
		七夕祭り	七夕祭り
		ひよこっこ夏祭り	ひよこっこ夏祭り
		児童館夏祭り	児童館夏祭り
		ふれあい文化センター敬老会参加	ふれあい文化センター敬老会参加
		秋の遠足	秋の遠足
		やきいもパーティー	やきいもパーティー
		ぜんざい会	ぜんざい会
		ひよこっこクリスマス会	ひよこっこクリスマス会
		豆まき	豆まき
	母親クラブ	トランポリン教室	トランポリン教室
		親子工作教室	親子工作教室
		運動会	運動会
		文化祭	文化祭
		児童館対抗ミニバレー大会	児童館対抗ミニバレー大会
		親睦ミニバレー	親睦ミニバレー
		マザーズフェステバル参加	クリスマス会
		わんぱく祭り	マザーズフェステバル参加
			わんぱく祭り
南部	児童館行事	歯科相談会（歯の話）	リ･グラスアートでプレゼント作り
		栄養相談会（乳幼児の栄養について）	歯科相談会（歯の話）
		夏まつり	栄養相談会
		子育てサロン	夏まつり
		リ･グラスアートでプレゼント作り	おはなし会
		芋ほり	ブッシュ･ド･ノエル作り
		ブッシュ･ド･ノエル作り	クリスマス会
		クリスマス会	豆まき
		豆まき	子ども向け簡単ランチ
		卒館式	卒館式
	朝の活動	はじめまして、こんにちは	はじめまして、こんにちは
		大きなこいのぼりを作ろう	小麦粉ねんど遊び
		おはなし会	新聞紙遊び
		身体測定	いろみず遊び
		たなばた飾り	牛乳パックで遊ぼう
		運動会	サーキット遊び
		落ち葉拾いに出かけよう	運動会
		手作りおもちゃで遊ぼう	お正月遊び
		お正月遊び	記念品(手形)作り
		お別れ会	お別れ会
	母親クラブ	ママ･パパ講座(絵本とわらべうた)	移動動物園
		救急法	ママ･パパ講座(乳幼児期の子育て)
		ミルク牧場で遊ぼう！	タイムカプセル郵便作り
		水遊びに行こう！	救急法
		夏まつり	夏まつり
		もちつき会	ミルク牧場で遊ぼう
		豆まき	いちご狩りへ行こう
		いちご街狩りへ行こう！	クリスマス会
		移動動物園	もちつき会
		お別れ会	お別れ会

年間行事予定･実績

		平成30年度予定	平成29年度実績
幸田	児童館行事	硬筆クラブ	硬筆クラブ
		絵画･造形クラブ	絵画･造形クラブ
		親子デコ巻きづくり	水でっぽうづくり
		ベビー＆キッズマッサージ	運動あそび
		運動あそび	クリスマス会
		クリスマス会	豆まき
		豆まき	ベビー＆キッズマッサージ
			親子料理教室
	朝の活動	はじめましての会	はじめましての会
		カレンダーづくり	カレンダーづくり
		誕生会	誕生会
		歯科教室	歯科教室
		栄養教室	身体測定･育児相談
		トイレトレーニング	楽器あそび
		親子でふれあいあそび	砂場であそぼう
	母親クラブ	新幹線ハイク	新幹線ハイク
		すいかわり	わいわい運動会
		バザー	バザー
		わいわい運動会	いちご狩り
		親子料理教室	親子ヨガ
		親子ヨガ	和菓子づくり
		いちご狩り	
西部	児童館行事	環境教室「リ･グラスアート作り」	ＵＶストラップ作り
		プラ版で遊ぼう	大切な人へのプレゼント作り
		ＵＶストラップを作ろう	アイロンビーズで遊ぼう
		面白科学遊び	不思議なおもちゃを作ろう
		石鹸でデコパージュ作り	秋祭り
		秋祭り	ブッシュドノエルケーキ作り
		ブッシュドノエルケーキ作り	バレンタインスイーツ作り
		チャレンジ！逆上がり教室	ペットボトルキャップでマグネット作り
		バレンタインスイーツ作り	チャレンジ！逆上がり教室
		ホワイトデークッキー作り	ホワイトデークッキー作り
	朝の活動	こいのぼり作り	こいのぼり作り
		プール遊び	プール遊び
		楽器遊び	楽器遊び
		体育あそび	体育あそび
		運動会	運動会
		ハロウィン会	ハロウィン会
		クリスマス会	クリスマス会
		お正月遊び	お正月遊び
		豆まき会	豆まき会
		毎月誕生会	毎月誕生会
	母親クラブ	母親クラブ説明会	母親クラブ説明会
		お試しミニバレー　ミニバレー	お試しミニバレー　ミニバレー
		スイカ割り	スイカ割り
		バスハイク	バスハイク
		親子クッキング	親子クッキング
		児童館広場清掃	児童館広場清掃
		長寿の里訪問	長寿の里訪問
		秋祭り	秋祭り
		乳幼児ママパパ教室講話	育児講座「子育て体験談」
		親子３Ｂ体操	親子ヨガ

年間行事予定･実績

		平成30年度予定	平成29年度実績
秋津	児童館行事	児童館夏祭り（秋津校区子育て応援クラブ共催）	児童館夏祭り（秋津校区子育て応援クラブ共催）
		美和子ちゃんの絵本読み聞かせ	美和子ちゃんの絵本読み聞かせ
		子育て座談会	子育て座談会
		さかあがり教室	芋ほり
		とびばこ教室	もちつき（秋津デイサービスセンター共催）
		なわとび教室	さかあがり教室
		もちつき（秋津デイサービスセンター共催）	とびばこ教室
			なわとび教室
	朝の活動	季節の壁面作り	お見知りピクニック
		砂場遊び	壁面作り
		ピクニック	しゃぼん玉遊び
		誕生会	スライム作り
		保護者のための健康教室	七夕会
		運動会	運動会
		歯科指導教室	歯科指導教室
		交通安全教室	救命法教室
		消防署見学	クリスマス会
		クリスマス会	豆まき会
	母親クラブ	秋津児童館夏祭り	秋津児童館夏祭り
		子育て座談会（秋津児童館）	子育て座談会（秋津児童館）
		秋津ディサービスセンターもちつき共催	秋津ディサービスセンターもちつき共催
		東区区民祭り出展	東区区民祭り出展
		子育て講演会	子育て講演会
		歯磨き教室	歯磨き教室
		食育（手作りおやつ、栄養士講話）	食育（手作りおやつ、栄養士講話）
		子育てサークル（7校区×11回）	子育てサークル（7校区×11回）
		中学生との交流会	中学生との交流会
龍田	児童館行事	児童クラブ（絵画･造形、卓球、キッズダンス）	児童クラブ（絵画･造形、卓球、キッズダンス）
		子育てサロン	子育てサロン
		歯と栄養のお話し	歯と栄養のお話し
		親子パン教室	プラ版でストラップ作り
		お菓子作り	米粉でお菓子作り
		なわとび教室	なわとび教室
		とびばこ･てつぼう教室（2回）	とびばこ･てつぼう教室（2回）
		交通安全訓練	交通安全訓練
		救急法講習	救急法講習
		火災予防講習	火災予防講習
	朝の活動	カレンダー制作	カレンダー制作
		誕生会	誕生会
		すくすく広場（身体測定）	すくすく広場（身体測定）
		戸外あそび、公園散歩	戸外あそび、公園散歩
		七夕･節分･ひなまつり	七夕･節分･ひなまつり
		親子ふれあいあそび	親子ふれあいあそび
		プールあそび･　運動あそび	プールあそび
		ママタイム（オムツはずしについて）	運動あそび
		体操、手遊び、絵本の読み聞かせ	体操、手遊び、絵本の読み聞かせ
		お話会	お話会
	母親クラブ	お見知り会･公園安全点検	お見知り会･公園安全点検
		人形劇･　スイカ割り	人形劇
		芋苗植え、芋ほり、お芋でクッキング	芋苗植え、芋ほり、やきいも会
		マザーズフェステバル	サンドイッチ作り
		ミニバレー	ミニバレー
		運動会･　敬老のプレゼント作り	運動会
		秋の遠足	秋の遠足
		クリスマス会	クリスマス会
		もちつき、ぜんざい会	もちつき、ぜんざい会
		イチゴ狩り遠足･お別れ会	お別れ遠足･お楽しみ会

年間行事予定･実績

		平成30年度予定	平成29年度実績
託麻	児童館行事	夏まつり	夏まつり
		救急法	救急法
		学習発表会	学習発表会
		逆上がり教室	逆上がり教室
		小学生のトランポリン	小学生トランポリン
		小学生のとび箱教室	小学生とび箱教室
		卒館式	卒館式
		とび箱教室	親子でショコラケーキ作り
		なわとび教室	
		ショコラケーキ作り	
	朝の活動	親子でリトミック	親子で運動あそび
		親子で運動あそび	親子でトランポリン
		親子でトランポリン	お誕生会
		お誕生会	歯科相談
		歯科相談	身体測定＆育児相談
		身体測定＆育児相談	交通安全教室
		交通安全教室	避難訓練
		避難訓練	クリスマス会
		親子で3B体操	
		親子でリンパ体操	
	母親クラブ	お見知り遠足	運動会
		運動会	お見知り遠足
		ミニバレー大会	いも堀り
		クリスマス会	フルーツポンチ作り
		餅つき	ミニバレー大会
		イチゴ狩り	餅つき
		人形劇	鏡開き
		お別れ遠足	消防署見学
			お別れ遠足
			人形劇
東部	児童館行事	パンを作ろう	走り方教室
		夏休み英語体験教室	アイシングクッキー作り
		夏休み工作教室	夏休み英語教室
		ヒップホップダンス	レッツチャレンジ（工作）
		とび箱･鉄棒教室	とび箱･鉄棒教室
		クリスマスクッキング	クリスマスクッキング
		バレンタインスイーツ作り	バレンタインスイーツ作り
		こどもフェスタ	こどもフェスタ
	朝の活動	はじめましての会（朝の活動説明）	はじめましての会（朝の活動説明）
		身体測定･誕生会･リトミック	身体測定･誕生会･リトミック
		運動遊び･スライム	運動遊び･スライム
		小麦粉粘土･折り紙･シャボン玉遊び	小麦粉粘土･折り紙･シャボン玉遊び
		楽器遊び･リズム遊び･新聞紙遊び	楽器遊び･リズム遊び･新聞紙遊び
		お見知り会(遠足)･秋の遠足･救急法	お見知り会(遠足)･秋の遠足･救急法
		通報訓練･避難訓練･栄養士さんの話	通報訓練･避難訓練･栄養士さんの話
		虫歯予防の話･交通安全指導	虫歯予防の話･交通安全指導
		七夕･ミニ運動会･豆まき	七夕･ミニ運動会･豆まき
		卒館式	卒館式
	母親クラブ	茶話会	茶話会
		初夏の遠足	初夏の遠足
		手芸会･料理会	手芸会･料理会
		こどもフェスタ	こどもフェスタ
		公園点検	公園点検
		マザーズフェスタ	マザーズフェスタ
		ミニバレー大会	ミニバレー大会
		お別れ会	お別れ会
		総会	総会
		県地域協議会、母親クラブ連絡会議	県地域協議会、市ブロック会議

年間行事予定･実績

		平成30年度予定	平成29年度実績
清水	児童館行事	歯科指導「歯っぴいタイム」	親子でﾘﾄﾐｯｸ
		親子でイングリッシュ	歯科指導「歯っぴぃタイム」
		誕生会(3ヵ月ごと)	親子でイングリッシュ
		きらきらクリスマス会	親子でフラダンス
		ミニ運動会	誕生会（3ヵ月ごと）
		ハロウィンのお菓子作り	親子でみそ作り
		節分「まめまき」	ハロウィンのお菓子作り
		親子でﾘﾄﾐｯｸ	ミニ運動会
		親子で味噌作り	きらきらクリスマス会
		ＡＥＤ講習会	節分「まめまき」
	朝の活動	スクラップブッキング	スクラップブッキング
		足型アートにチャレンジ	足型アートにチャレンジ！
		ﾄｲﾚﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ	赤ちゃんとふれあいわらべうた
		しゃぼん玉あそび	ﾄｲﾚﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ
		水遊び	しゃぼん玉遊び
		消防署訪問とプレゼント作り	アンパンマンに変身しちゃおう
		赤ちゃんプログラム	水あそび
		きらきらおはなし会	消防署訪問とプレゼントつくり
		体操教室	赤ちゃんプログラム
		お買い物屋さんごっこ	きらきらおはなし会
	母親クラブ	始めまして会「動植物園に行こう」	始めまして会「動植物園にいこう」
		ふれあい親子まつり	ふれあい夏祭り
		正月料理教室	水あそび
		水遊び	走り方教室
		走り方教室	電車に乗って肥後っこジャングルへ
		芋苗植え	新幹線に乗ろう
		芋ほり	芋ほり
		電車にのろう	ｽｨｰﾄﾎﾟﾃﾄ作り
		ﾄﾗﾝﾎﾟﾘﾝ	親子クッキング
		人形劇	ぜんざい会
花園	児童館行事	家庭看護救急法	家庭看護救急法
		乳幼児パパママ教室	乳幼児パパママ教室
		子どもフェスティバル	子どもフェスティバル
		防災（避難･消火･通報訓練）	防災（避難･消火･通報訓練）
		ひな祭り	ひな祭り
		豆まき	豆まき
		卒館記念品作り	卒館記念品作り
		お別れ会、カレー会	お別れ会、カレー会
		ﾄｲﾚﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ	ﾄｲﾚﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ
		七夕コンサート	七夕コンサート
	朝の活動	おはなし会	おはなし会
		七夕かざり	七夕かざり
		お正月遊び	お正月遊び
		壁面作品作成	壁面作品作成
		季節のカレンダー作成	季節のカレンダー作成
		親子で水遊び	親子で水遊び
		お誕生会	お誕生会
		運動あそび	大津山先生とあそぼう
		スタンプ遊び	スタンプ遊び
		さかなつり遊び	さかなつり遊び
	母親クラブ	はじめましてカフェ	はじめましてカフェ
		花の種まき	花の種まき
		秋の遠足	秋の遠足
		講話（発達障がいについて）	講話（発達障がいについて）
		遊び場点検	遊び場点検
		親子ヨガ	ﾘﾌﾚｯｼｭヨガ
		ミニミニ運動会	ミニミニ運動会
		ﾘﾌﾚｯｼｭクッキング	ﾘﾌﾚｯｼｭクッキング
		クリスマス会	クリスマス会
		親子ﾄﾗﾝﾎﾟﾘﾝ	親子ﾄﾗﾝﾎﾟﾘﾝ

児童館の広報について

各児童館で広報誌を発行し、児童館での配布のほか、近隣の保育園、幼稚園、小学校に配布している。
また、各行事の際には、チラシやポスターを作製し、児童館内や管区内の小学校等に配布している。

	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					30年度 予定	29年度 実績
西原	ふれあい文化センター広報誌 「かけはし」	地域住民他	西原公園児童館の行事予定	前月下旬	年12回	年12回
	児童館だより	地域小学校全校生徒	西原公園児童館の行事予定	4月･7月 9月･1月	年4回	年2回
	ひよこっこだより	幼児教室入会者	西原公園児童館の行事予定	前月下旬	年11回	年11回
	児童クラブだより	児童クラブ入会児童	西原公園児童館の行事予定	前月下旬	年11回	年11回
南部	児童館だより (幼児版)	･朝の活動参加者及び来館者 ･総合子育て支援センター ･南区役所保健子ども課 ･子ども文化会館 ･各児童館･児童室 ･飽田総合出張所 ･各子育て支援センター ･富合まちづくり交流室	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月	年12回	年12回
	児童館だより (小学生版)	･6つの小学校の児童 ･各児童館･児童室 ･子ども文化会館 ･南区役所保健子ども課 ･飽田まちづくりセンター ･富合まちづくりセンター	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月 (3月を除く)	年11回	年11回
	みなみ (南部まちづくりセンター)	回覧板にて各家庭	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月	年12回	年12回
	る･べべだより (母親クラブ)	･母親クラブ会員 ･朝の活動参加者	母親クラブの活動案内	毎月	年12回	年12回
	児童館だより(特別号)	･6つの小学校の児童 (小学生対象)	短期教室などの行事案内	必要に応じて	随時	無し
幸田	児童館だより (幼児向け)	･児童館来館者 ･子育て支援センター(総合･幸田) ･南区役所保健子ども課	児童館行事、児童館からのお知らせ等	毎月	年12回	年12回
	児童館だより (小学生用)	･児童館来館者 ･小学校4校 (田迎･御幸･田迎南･田迎西)	児童館行事、児童クラブ、児童館からの お知らせ等	毎月	年12回	年12回
	幸田だより	管内の自治会に配布し、回覧板により周知	児童館行事、児童クラブ、児童館からの お知らせ等	毎月	年12回	年12回
	市政だより	市内	児童クラブの募集案内	年1回	年1回	年1回
	母親クラブ (ポスター、チラシ)	児童館来館者	母親クラブ活動案内	必要に応じて	随時	年10回
西部	西部公民館だより	･区管内の各町内の自治会の回覧板 により周知 ･来館者(希望者)	･「じどうかんだより」に掲載する 行事、児童クラブ及び児童館から のお知らせ等 ･「にこにこだより」に掲載する 行事、朝の活動及び母親クラブの日程等	毎月	年12回	年12回
	西部児童館だより	･区管内の公立小学校 ･市の関係機関 ･児童館、児童室 ･来館者(希望者)	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお知らせ等	毎月	年12回	年12回
	にこにこだより	･区管内の公立小学校、 ･市の関係機関 ･児童館･児童室 ･来館者(希望者)	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお知らせ等	毎月	年12回	年12回
	児童館行事ポスター、チラシ	･区管内の公立小学校 ･館内掲示	短期教室、児童クラブ等、参加募集、内容お知らせ	随時	行事毎	行事毎
	市政だより	市内	児童クラブ募集案内	年1回発行	年1回	年1回
	児童館ホームページ	閲覧者	児童館便り、児童館施設案内、活動案内様子、母親クラブ案内	毎月	年12回 更新	年12回

	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					30年度予定	29年度実績
秋津	児童館だより	・近隣地域の小学校 ・幼稚園、保育園 ・子育てサークル ・公民館内掲示スペース	・児童館行事全般 （月の活動予定、短期教室や季節行事など） ・さかあがり教室や子育て座談会参加者募集 ・子育てサークル情報 ・児童クラブ募集	前月20日前後	年12回	年12回
	秋津公民館ホームページ	-	児童館だより、児童クラブの募集、短期・単発講座の案内と募集方法、イベントの告知	前月20日前後	年12回	年12回
	子育て応援情報提供コーナー	プレイルーム等設置	秋津子育て応援クラブサークルチラシ等掲示	通年常設	通年常設	通年常設
龍田	じどうかん便り（小学生向け）	・公民館近隣の7小学校 ・幼稚園・保育園（地域内）10ヶ所 ・熊本市子育て関連施設12ヶ所 ・市内の各児童館・児童室14ヶ所	児童館行事・児童クラブ・児童館からのお知らせ	毎月末に翌月分を配布	年12回	年12回
	たんぽぽ広場（乳幼児向け）	・幼稚園・保育園（地域内）10ヶ所 ・熊本市子育て関連施設12ヶ所 ・市内の各児童館・児童室14ヶ所	朝の活動案内・子育てサロン案内・母親クラブ活動案内	毎月末に翌月分を配布	年12回	年12回
	公民館便り	出張所管内6校区の町内自治会を通じて配布	児童館行事・児童館からのお知らせ等	毎月中旬頃に翌月分を配布	年12回	年12回
託麻	児童館だより	・自治会(各班の回覧板) ・管内小学校 ・母親クラブ会員	・児童館行事 ・児童クラブ ・短期講座 ・児童館からのお知らせ等	毎月	年12回	年12回
	朝の活動だより（ちゅうりっぷだより）	・自治会(各班の回覧板) ・母親クラブ会員	・朝の活動 ・児童館行事 ・各種お知らせ	毎月	年12回	年12回
東部	じどうかんだより（紙）	・熊本市ホームページ添付 ・公民館掲示板 ・来館者へ配布 ・10児童館3児童室 ・管轄小学校8校 ・近隣2保育園・10幼稚園 ・熊日健軍販売センター ・市関連部署7箇所に配付	「乳幼児」を対象とした活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館だより(小学生版)（紙）	同上	「小学生」を対象とした活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館行事、単発講座案内・受付（紙）	・熊本市ホームページ添付 ・公民館、図書館、児童館掲示板 ・来館者への配布 ・近隣小学校への配布	・児童館行事 ・単発講座 こどもフェスタ・夏休み英語教室 ヒップホップ・トランポリン教室 など	随時	随時	随時
	児童館ホームページ（web）	閲覧者	・児童館だより ・児童館の紹介 施設(遊具など)、活動、児童館行事、単発講座案内、受付（よろず申請） ・母親クラブ案内 ・公民館子ども関連事業案内	随時 ※原則月1回	随時	随時
清水	児童館だより（乳幼児・保護者・小学生用）	・管内(幼・保・小) ・子育て支援関係施設	児童館行事・子育て支援・朝の活動母親クラブ・児童クラブ	各月の初め	年12回予定	年12回
	公民館だより（児童館コーナー掲載）	・管内(各自治会・幼・保・小) ・地域回覧板	地域のお知らせ活動情報掲載(児童館行事・子育て支援・朝の活動母親クラブ・児童クラブ)	各月の初め	年12回予定	年12回
	清水公民館ホームページ	閲覧者	児童館行事・子育て支援・朝の活動母親クラブ・児童クラブ等のご案内	各月の初め	年12回予定	年12回
花園	児童館だより（乳幼児・保護者・小学生用）	・来館者 ・管内幼保小学校 ・保健関係施設 ・子育てほっとステーション関係施設等	各月の児童館行事、子育てふれあいサロン、児童クラブ、母親クラブ等のお知らせ	毎月発行	年12回	年10回
	公民館だより（児童館コーナー掲載）	・管内各自治会回覧板により周知。 ・管内幼保、小・中学校配布。	児童館行事、児童クラブ等のお知らせ	毎月発行	年12回	年10回
	はなはなだより（母親クラブ）	・母親クラブ会員 ・来館者（児童館、公民館内）	母親クラブ活動の情報案内及び活動状況のお知らせ	年2回発行	年2回	年2回

別紙4　児童館予算資料（H30当初予算・H29決算）

平成30年度当初予算

（単位：千円）

	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	西原公園	総合計
報酬	3,705	3,606	3,698	3,699	3,650	1,825	3,687	3,699	3,606	1,852	33,027
共済費	602	583	602	602	584	291	587	584	583	306	5,324
賃金	-	-	-	-	-	-	174	-	-	-	174
報償費	132	128	156	199	186	138	165	153	82	720	2,059
費用弁償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普通旅費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般需用費	36	113	86	136	85	52	84	57	72	245	966
食糧費	-	-	-	6	-	-	2	-	-	5	13
燃料光熱水費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	473	473
医薬材料費	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	19
役務費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	166	256
委託料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	892	892
使用料及び賃借料	-	-	-	5		1	-	-	-	110	116
備品購入費	100	-	-	-	-	-	-	-	-	27	127
負担金補助及び交付金	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	1,500
合計	4,737	4,592	4,704	4,809	4,667	2,469	4,861	4,655	4,505	4,947	44,946

平成29年度決算

（単位：千円）

	南部	幸田	西部	秋津	龍田	託麻	東部	清水	花園	西原公園	総合計
報酬	3,617	3,605	3,694	3,627	3,604	3,643	3,646	3,621	3,611	1,823	34,491
共済費	602	591	587	578	583	598	549	581	578	305	5,552
賃金	-	-	-	-	-	-	170	-	-	-	170
報償費	132	126	156	159	186	138	165	153	75	751	2,041
費用弁償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普通旅費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般需用費	36	113	86	199	85	67	81	57	71	378	1,173
食糧費	-	-	-	6	-	-	-	-	-	4	10
燃料光熱水費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	464	464
医薬材料費	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
役務費	10	10	10	10	8	10	9	10	10	156	243
委託料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,868	1,868
使用料及び賃借料	-	-	-	2	-	1	-	-	-	113	116
備品購入費	-	-	50	-	-	-	-	162	50	58	320
負担金補助及び交付金	150	150	150	150	113	150	150	150	147	133	1,443
合計	4,549	4,597	4,735	4,733	4,581	4,609	4,772	4,736	4,544	6,055	47,911

【児童福祉法】

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第七条　この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
②　(略)

第四十条　児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条　都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
②　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
　一　児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
　二　(略)
　三　(略)
③　児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
④　児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条　都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
③　都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
④　都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

第一条　児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第八条ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二～三　(略)

四　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

２　設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

３　厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条　児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第三十七条　児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

二　児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

第三十八条　児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二　保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

三　社会福祉士の資格を有する者

四　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの

イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得した

ことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
ハ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ニ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第三十九条　児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

第四十条　児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 24 年 12 月 26 日
条例第 105 号

第６章　児童厚生施設
(設備の基準)
第 53 条　児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。
(1)　児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
(2)　児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)
第 54 条　児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
(1)　地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
(2)　保育士の資格を有する者
(3)　社会福祉士の資格を有する者
(4)　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
(5)　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
(6)　次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの
ア　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
ウ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
エ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)
第 55 条　児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)
第 56 条　児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

○熊本市児童館条例

平成 23 年 12 月 19 日
条例第 80 号

（設置）

第１条　児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、本市に児童館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西原公園児童館	熊本市中央区九品寺 4 丁目 24 番 4 号
託麻児童館	熊本市東区長嶺東 7 丁目 11 番 15 号
秋津児童館	熊本市東区秋津 3 丁目 15 番 1 号
東部児童館	熊本市東区錦ケ丘 1 番 1 号
西部児童館	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号
花園児童館	熊本市西区花園 5 丁目 8 番 3 号
幸田児童館	熊本市南区幸田 2 丁目 4 番 1 号
南部児童館	熊本市南区南高江 6 丁目 7 番 35 号
城南児童館	熊本市南区城南町舞原 451 番地 9
清水児童館	熊本市北区清水亀井町 14 番 7 号
龍田児童館	熊本市北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号

（事業）

第３条　児童館は、次に掲げる事業を行う。

(1)　児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。

(2)　健全な遊びを通じ、児童の集団的又は個別的な指導を行うこと。

(3)　子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成支援を図ること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成のための活動その他の児童館の設置目的を達成するために必要な事業

（使用できる者の範囲）

第４条　児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

(1)　おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。

(2)　子ども会等児童によって組織された団体

(3)　母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

（使用の許可）

第５条　児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1)　児童館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。

(2)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3)　公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。

(4)　児童館の施設を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

２　前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

（使用料）
第７条　児童館の使用料は、無料とする。

（損害賠償の義務）
第８条　児童館を使用する者は、児童館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（運営審議会）
第９条　児童館（城南児童館を除く。）の運営を効果的に行うため、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会の委員は、15 人以内とし、市長が委嘱する。
３　審議会の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定管理者による管理）
第 10 条　城南児童館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）
第 11 条　前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
２　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
(1)　城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
(2)　その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3)　その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
(4)　第３条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者が行う管理の基準）
第 12 条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）
第 13 条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務
(2)　城南児童館の維持管理に関する業務
(3)　第３条各号に掲げる事業の実施に関する業務
(4)　前３号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務

（協定の締結）
第 14 条　指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。
２　前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）
第 15 条　市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務等）

第 16 条　指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の２に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第 17 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

（熊本市西原公園児童館条例の廃止）

２　熊本市西原公園児童館条例（昭和 52 年条例第 27 号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、前項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例第５条又は熊本市区の設置等に関する条例（平成 23 年条例第 61 号）附則第２項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例（昭和 58 年条例第７号。以下「廃止前の市民センター設置条例」という。）第６条の規定によりなされた使用の許可で施行日以後の使用に係るものについては、第５条の規定によりなされた使用の許可とみなす。

４　施行日の前日において廃止前の市民センター設置条例第 10 条第２項の規定により委嘱されている熊本市児童館運営審議会の委員（以下「旧熊本市児童館運営審議会委員」という。）は、第９条第２項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、同条第３項の規定にかかわらず、旧熊本市児童館運営審議会委員の残任期間とする。

附　則

１　この条例は、平成 26 年３月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○熊本市児童館条例施行規則

平成 24 年 2 月 29 日
規則第 36 号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市児童館条例（平成 23 年条例第 80 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　児童館の開館時間は、午前９時から午後５時まで（城南児童館にあっては、午前９時 30 分から午後５時 30 分まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

(1)　城南児童館以外の児童館　次に掲げる日

ア　月曜日（月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ　12 月 29 日から翌年１月３日まで

(2)　城南児童館　次に掲げる日

ア　毎月の第４水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ　12 月 29 日から翌年１月４日まで

（使用手続）

第４条　児童館を使用（団体による使用を除く。）しようとする者は、児童館使用証（様式第１号。以下「使用証」という。）の交付を受けなければならない。

２　前項の規定により使用証の交付を受けた者は、条例第５条第１項の許可を受けたものとみなす。

（使用証）

第５条　前条第１項の規定により使用証の交付を受けた者が児童館を使用するときは、当該使用証を受付に提示しなければならない。

（団体使用手続）

第６条　児童館を団体で使用しようとするときは、使用日前７日までに児童館団体使用許可申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書を審査し、児童館の使用を適当と認めたときは、児童館団体使用許可証（様式第３号）を交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第７条　第４条及び前条の許可を受けて児童館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　児童館内で飲食し、又は火気を使用しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2)　児童館内で喫煙しないこと。

(3)　児童館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(4)　使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓をすること。

(5)　他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(6)　人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物等（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

(7)　児童館の職員の指示に従うこと。

（審議会の構成）
第８条　条例第９条の熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　公民館の代表者
(3)　児童委員
(4)　学校長
(5)　PTA の代表者
(6)　ボランティア団体の代表者
(7)　子ども会の代表者
(8)　母親クラブの代表者
(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（付議事項）
第９条　審議会は、次に掲げる事項について審議する。
(1)　児童館の運営方針に関すること。
(2)　児童館の使用の普及に関すること。

（指定申請書に添付する書類）
第 10 条　条例第 11 条第１項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1)　収支予算書
(2)　当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
(3)　当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）
(4)　条例第 11 条第２項第４号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
(5)　市税滞納有無調査承諾書
(6)　都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（協定に定める事項）
第 11 条　条例第 14 条第２項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。
(1)　指定期間に関する事項
(2)　管理業務の内容に関する事項
(3)　事業計画に関する事項
(4)　開館時間及び休館日に関する事項
(5)　管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
(6)　事業報告書に関する事項
(7)　本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
(8)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(9)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(10)　事故及び損害の賠償に関する事項
(11)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）
第 12 条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。
（熊本市西原公園児童館条例施行規則の廃止）

2　熊本市西原公園児童館条例施行規則（昭和 52 年規則第 42 号）は、廃止する。

（熊本市市民センター設置条例施行規則の廃止）

3　熊本市市民センター設置条例施行規則（昭和 58 年規則第 21 号）は、廃止する。

（経過措置）

4　この条例の施行の日前に交付を受けた附則第２項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例施行規則第６条第２項に規定する許可証又は前項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例施行規則第６条第２項に規定する許可証は、第６条第２項に規定する許可証とみなす。

附　則

この規則は、平成 26 年３月１日から施行する。

○熊本市児童館運営審議会規程

（目的）
第１条　この規程は、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
（委員長及び職務代理者）
第２条　審議会には、委員の互選により委員長を置く。
２　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。
（会議）
第３条　審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
２　審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任）
第４条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則
この規程は、平成１３年８月２８日から施行する。

【児童館ガイドライン】

(平成２３年3月31　日雇児発０３３１第９号　各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

児童館ガイドラインについて

児童の健全育成の推進については、かねてより特段の御配慮いただいているところであるが、この度、別紙のとおり「児童館ガイドライン」を策定したので、通知する。

児童館は、地域のすべての児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、又は情操を豊かにする施設とされているが、職員の専門性を生かし子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応も期待されているところである。本ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

児童館の運営・活動は、本ガイドラインを参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努められたい。

市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、充実・向上が図られるよう御尽力を願いたい。

貴職におかれては、このような観点から、本ガイドラインを参考に児童館　の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せてお願いする。

本通知は、地方自治法(昭和 22　年法律第 67　号)第 245　条の 4　第 1　項に規定する技術的な助言に当たるものである。

（別紙）

児童館ガイドライン

１　児童館運営の理念と目的

（１）理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

（２）目的

児童館は、18　歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

２　児童館の機能・役割

（１）発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

（２）日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

（３）問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

（４）子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

（５）地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

３　児童館の活動内容

（１）遊びによる子どもの育成

①　子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

②　子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

（２）子どもの居場所の提供

①　子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

②　子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

（３）保護者の子育ての支援

①　子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。

②　子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

③　児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。

④　地域住民やＮＰＯ、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

（４）子どもが意見を述べる場の提供

①　児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるよう配慮すること。

②　子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童（以下、「年長児童」　という）が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

③　子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

（５）地域の健全育成の環境づくり

①　児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。

②　地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

（６）ボランティアの育成と活動

①　児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。

②　児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。

③　地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。

（７）放課後児童クラブの実施

①　児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。

ア　児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。

イ　放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

②　児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

（８）配慮を必要とする子どもの対応

①　障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。

②　家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。

③　子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

4　児童館と家庭･学校･地域との連携

（1）家庭との連携

①　子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

②　子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

（2）学校との連携

①　児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。

②　子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

（3）地域との連携

①　児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。

②　地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。

③　児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

5　児童館の職員

（1）館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

①　児童館の運営を統括する。

②　児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」　という）が業務を円滑に遂行できるように指導する。

③　子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。

④　利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。

⑤　子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

（2）児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

①　子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。

②　子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。

③　発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。

④　地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。

⑤　児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。

⑥　子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

（3）児童館の職場倫理

①　職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。

②　職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

ア　子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。

イ　体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

ウ　個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。

エ　保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

（4）児童館職員の研修

① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。

② 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。

③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

6 児童館の運営

（1）設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。

ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。

イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。

ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。

② 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

（2）運営主体

① 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

（3）運営管理

① 開館時間

ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

② 利用する子どもの把握・保護者との連絡

ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。

イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

③ 運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。

⑤ 安全対策・緊急時対応

ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

⑥ 防災・防犯対策

ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情

報の共有等に努めること。

イ　定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を講じること。

ウ　地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅途中の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

⑦　要望、苦情への対応

ア　要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。

イ　苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみをつくること。

⑧　職員体制と勤務環境の整備

ア　児童館の職員には、児童福祉施設最低基準（昭和 23　年 12　月 29　日厚生省令第 63　号）第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を２人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

イ　児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康･安全に勤務できるようその環境の整備に留意をすること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮をすること。